市川市災害時トイレ
確保・管理計画

令和６年５月　作成
（令和６年７月　修正）

市 川 市

目　　次

第１章　本計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

1　基本理念

2　計画策定の目的

3　本計画の位置付け

4　定期的な計画の見直し

5　基本方針

6　本計画の対象とする施設

7　対象施設の拡充

8　災害用トイレの種類

第２章　避難者等の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

1　想定地震

2　対象者

第３章　災害用トイレの考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

1　トイレの個数（目安）

2　和式トイレ

3　災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項

第４章　災害用トイレの想定と現状・検証・・・・・・・・・・・・・　9

1　被害状況の想定

2　災害用トイレの需要数と備蓄数

3　トイレの配置バランスの検証

4　共同利用可能なトイレの水洗用水

第５章　災害時におけるトイレの確保・管理方針・・・・・・・・・・14

1　災害用トイレの備蓄・整備計画

2　災害用トイレの設置・利用計画

3　災害用トイレのし尿処理・管理計画

4　マンションのトイレ利用計画

第６章　今後の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
1　災害用トイレの便器数の不足について
2　仮設トイレ(プレハブトイレ)の調達について
3　災害用トイレの配置バランス

第７章　衛生管理・使用上のルール・・・・・・・・・・・・・・・・・21
1　衛生管理に関する考え方
2　既設トイレ、仮設トイレ(組立式トイレ)、マンホールトイレ
3　衛生管理のポイント
4　衛生管理に必要な備品

第８章　役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24

巻末資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
1　既設トイレ一覧表
2　仮設トイレ(組立式トイレ)
3　マンホールトイレ一覧表
4　携帯トイレ(便袋)
5　簡易トイレ(ダンボールトイレ)
6　オストメイト対応トイレ設置箇所一覧表

第１章　本計画の基本的な考え方

１　基本理念

私たちが日常生活を営むうえで、欠かすことのできない食事や睡眠、そして排泄は、命と密接する重要な生活環境である。これらに支障をきたすと、心身の健康に大きく影響を与える。

特に災害発生時に、水洗トイレが機能しなくなると、排泄物処理が滞り、感染症や害虫の発生が引き起こされる。

過去には、トイレが「汚い・臭い・遠い・段差があって使い勝手が悪い」などを理由に、水分摂取や食事を控えることで、被災者の栄養状態が悪化し、脱水症状、エコノミークラス症候群等の健康被害を引き起こす事例も報告されている。

本市では、国の防災基本計画に基づき、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めることとしている。そのため、災害時のトイレについては、だれもが清潔で安心して利用できるトイレ環境を提供するために、必要な質と量、トイレまでの適切な距離を確保し、取り組むことを基本理念とする。

2　計画策定の目的

過去の災害で、発災直後からトイレが使えない等の事例が報告されていることから、予め災害時トイレ確保・管理計画を作成し、その計画を実効性のあるものとする。

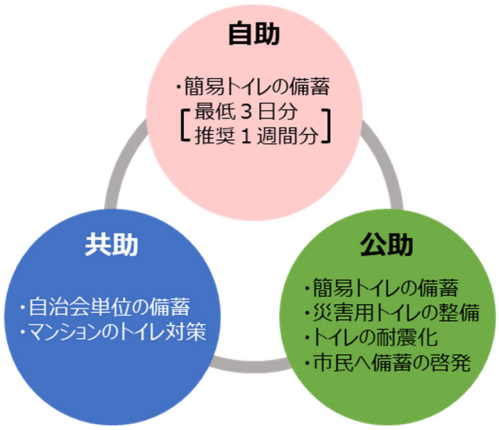

自助・公助・共助の役割

3　本計画の位置付け

本計画は、市川市地域防災計画および市川市災害廃棄物処理計画の一部を補完する計画として策定する。

なお、本計画は関連計画との連携と整合を図るものとする。

［関連計画］市川市備蓄計画、下水道総合地震対策計画

4　定期的な計画の見直し

本計画の見直しについては、計画期間を設けず中長期的な視野のもとで、対象とする施設の改築、改修の状況や、マンホールトイレの整備状況、災害用トイレの備蓄状況などを考慮し、適宜、計画内容の見直しを行うこととする。

5　基本方針

（１）必要量を確保

（２）徒歩５分でアクセスできるようバランスのよい配置

（３）誰もが安心して利用ができるよう衛生面・安全面を確保

６　本計画の対象とする施設

本計画の対象とする施設は、地域防災計画に位置付けられている避難所および防災公園や公共施設を対象とする。

７　対象施設の拡充

発災直後には多くの避難者が避難所に殺到し、混乱が生じることやトイレに長蛇の列が発生すること等が予測されるため、より多くのトイレを平時から確保しておく必要がある。そのため、予め民間施設（公衆トイレ、スーパーマーケット、ビル等）の活用を検討し、協力体制の構築を図る。

８　災害用トイレの種類

災害用トイレの種類は、以下のタイプに分けることができる。

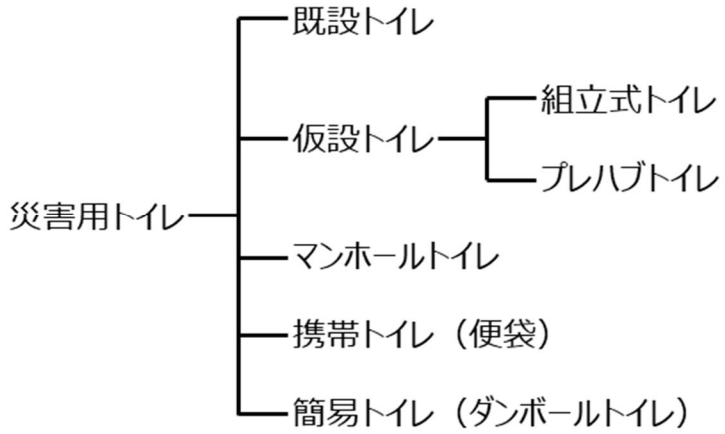

条件	既設トイレ	仮設トイレ 組立式	仮設トイレ プレハブ	マンホール トイレ	携帯トイレ (便袋)	簡易トイレ (ダンボール)
設置の迅速性	◎	×	×	×	○	○
手配の迅速性	◎	△	×	○	○	○
快適性	◎	△	○	○	△	△
耐久性	◎	◎	◎	◎	×	×
長期利用可否	◎	◎	◎	◎	×	×
上下水遮断時の利用可否	△	◎	◎	△	◎	◎

種類	概要・特徴
 ①既設トイレ	•発災直後は、下水道等の被害状況が確認されるまでは、水洗での利用を禁止し、既存の洋式便器に便袋をつけて使用する。 【在宅避難者等が自宅で使用する場合】 下水道等の安全が確認でき、お風呂の浴槽に水を貯めている場合など水の確保が出来るときは、通常の水洗トイレとして使用する。
 ②仮設トイレ(組立式トイレ)	•洋式便器に便袋をつけて使用する。 •排水先が確保できれば、マンホールへ直結して流下させることもできる。 •手すりが付いているものや便座の高さを調節できる等のバリアフリータイプがある。
 ③仮設トイレ(プレハブトイレ)	•便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 •階段付きのものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 •イベント時や建設現場で利用されることが多い。 •仮設トイレを設置する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。

種類	概要・特徴
 ④マンホールトイレ	•下水道のマンホール上に、便器や仕切り施設等を設置するもの。 •本管直結型及び流下型のマンホールトイレは、下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。 •貯留機能(貯留弁)を有したマンホールトイレは、放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができる。 ※貯留弁を使用した場合の貯留管の容量は、避難所避難者に対して、１日程度である。 •車イスで利用できるバリアフリータイプも設置できる。
 ⑤携帯トイレ(便袋)	•吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 •使用するたびに便袋を処分する必要がある。 •消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れを更に防ぐための外袋がセットになっているものもある。
 ⑥簡易トイレ (ダンボールトイレ)	•段ボールの組立て式便器に便袋をつけて使用する。吸水シートや凝固剤で処理する。 •使用するたびに便袋を処分する必要がある。 •在宅避難者等が自宅等でも使用できる。 •持ち運びが簡単であるため、被災者が家族・仲間で共有できる。 •トイレがない・洋式便器がない場合に段ボールを使って作成することができる。

第２章　避難者等の考え方

１　想定地震

本市において最も被害が大きいと想定されている東京湾直下地震を想定地震とする。

震源位置は、本市の南側に位置し、マグニチュード 7.3、震源の深さは、約 48km である。

２　対象者

令和 5 年度に地震被害想定の検証を行ったところ、避難者数が最大となる 1 週間後で 98,529 人（うち避難所避難者数は、49,264 人）であり、そのうち在宅避難等の避難所外で避難生活を送っている人は、49,265 人である。

発災 1 ヶ月後の想定避難者数の合計は、62,087 人（うち避難所避難者数は、18,626 人）であり、そのうち在宅避難等の避難所外で避難生活を送っている人は、43,461 人である。

発災から 1 ヶ月後では、ライフライン等の復旧に伴い、避難所から自宅に戻った人や在宅避難の必要がなくなった人が増えたことから、避難所・避難所外の避難者数共に減少傾向となっている。

時期	累計避難者数
発災から 1 週間後	① 避難所避難者　・・・49,264 人 ② 避難所外避難者・・・49,265 人 合計（①+②）=98,529 人
発災から 1 ヶ月後	① 避難所避難者　・・・18,626 人 ② 避難所外避難者・・・43,461 人 合計（①+②）=62,087 人

第３章　災害用トイレの考え方

１　トイレの個数（目安）

内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」平成 28 年 4月（令和４年 4月改定）に基づき、避難者約 50人当たり１基を目安とする。

トイレの使用回数は、ひとり１日5 回（平均）とする。

２　和式トイレ

洋式使用が主流の今日では需要が低く、汚れやすく衛生管理面で手間がかかるが、長年の生活習慣から和式でないと利用できない方も存在することから、少数を確保することとする。

３　災害時のトイレの確保・管理にあたり配慮すべき事項

災害時のトイレの確保や管理にあたっては、トイレの設置場所や防犯対策等について、障がい者や女性が安心して使えるようスフィア基準（避難所等のトイレの男女比は１：３）や多様性に配慮するとともに、障がい者用のトイレを一般用とは別に確保するように努める。

また、トイレ環境は、被災者の命・健康・人権の問題に直結するため、多様性の視点に最大限の留意をする。

配慮をすべき事項 配慮が必要な方	対　応
安全性	・暗がりにならない場所に設置する ・夜間照明を個室内・トイレまでの経路に設置する ※個室内の設置に関しては、使用中にシルエットが透ける可能性がある事から設置方法について十分に配慮して行う必要がある。 ・屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする ・トイレの固定、転倒防止を徹底する ・個室は施錠可能なものとする ・防犯ブザー等を設置する ・手すりを設置する ・扉の高さが低い場合には、盗撮対策を実施する
衛生・快適性	・トイレ専用の履物を用意する（屋内のみ） ・手洗い用の水を確保する ・手洗い用のウェットティッシュを用意する ・消毒液を用意する ・消臭剤や防虫剤を用意する ・暑さ、寒さ、雨・風対策を実施する ・トイレの掃除用具を用意する
女性・子供	・トイレは男性用・女性用に分ける ・生理用品の処分用のゴミ箱を用意する ・鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する ・子供と一緒に入れるトイレを設置する ・オムツ替えスペースを設ける ・トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する
高齢者・障がい者	・洋式便器を確保する ・使い勝手の良い場所に設置する ・トイレまでの動線を確保し、段差を解消する ・介助者も入れるトイレを確保する
外国人	・外国語の掲示物を用意する （トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等）
その他	・多目的トイレを設置する ・人工肛門、人工膀胱保有者の装具交換スペース確保 ・幼児用の補助便座を用意する

第４章　災害用トイレの想定と現状・検証

１　被害状況の想定

被害状況		想定	備考
	①想定される災害の種類	地震	
	②上水道の機能途絶日数の想定（断水率）	1 日後…58.5% 1 週間後…35.5% 1 ヶ月後…0%	断水人口(最大) 365,642 人
	③下水道の機能途絶日数の想定（機能支障率）	1 日後…5.6% 1 週間後…3.2% 1 ヶ月後…0.4%	機能支障人口 (最大) 23,140 人
	④避難所避難者数	49,264 人(1 週間後) 18,626 人(1 ヶ月後)	
	⑤累計避難者数 (避難所のほか、在宅避難者を含む)	98,529 人(1 週間後) 62,087 人(1 ヶ月後)	
	⑥災害時の水洗トイレの使用ルール	・汚水処理施設の点検が済むまで使用中止 ・施設に被害なければ使用可能	［浄化槽住宅］ ・過去の災害実績(東日本大震災)から約８割の浄化槽は、応急修理の必要がなく使用できる (H23 環境省調べ)

2　災害用トイレの需要数と備蓄数

（1）発災から 1 週間後程度

災害用トイレの需要数と備蓄数		数	備考
需要数	災害時のトイレの需要数	1,971 基	避難者 50 人あたりに 1 つの便器を目標とする
備蓄数	既設トイレの洋式・和式便器の数	1,089 基	施設内で、避難者に解放することが可能なトイレの内、洋式・和式便器の数
	既設のバリアフリートイレの数	240 基	障がい者等が快適に使用できるトイレは、一般のトイレとは別に確保する
	マンホールトイレ	156 基	令和 7 年度までに +5 基整備
	マンホールトイレ バリアフリー	10 基	令和 7 年度までに +2 基整備
	組立式トイレ	111 基	うち 61 基が車いす対応

※障がい者や高齢者の方が避難所で使用するバリアフリートイレは、一般のトイレとは別に確保する。

携帯トイレ(便袋)必要枚数　※7 日分	3,448,515 枚
携帯トイレ(便袋)備蓄枚数	273,300 枚

※発災から 7 日間は、対象者全員が便袋を使用することを前提とする。

（2）発災から 1 ヶ月後程度

災害用トイレの需要数と備蓄数		数	備考
需要数	災害時のトイレの需要数	1,242 基	避難者 50 人あたりに 1 つの便器を目標とする
備蓄数	既設トイレの洋式・和式便器の数	1,089 基	施設内で、避難者に解放することが可能なトイレの内、洋式・和式便器の数
	既設のバリアフリートイレの数	240 基	障がい者等が快適に使用できるトイレは、一般のトイレとは別に確保する
	マンホールトイレ	156 基	令和 7 年度までに +5 基整備
	マンホールトイレ バリアフリー	10 基	令和 7 年度までに +2 基整備
	組立式トイレ	111 基	うち 61 基が車いす対応

※障がい者や高齢者の方が避難所で使用するバリアフリートイレは、一般のトイレとは別に確保する。

3　災害用トイレの配置バランスの検証

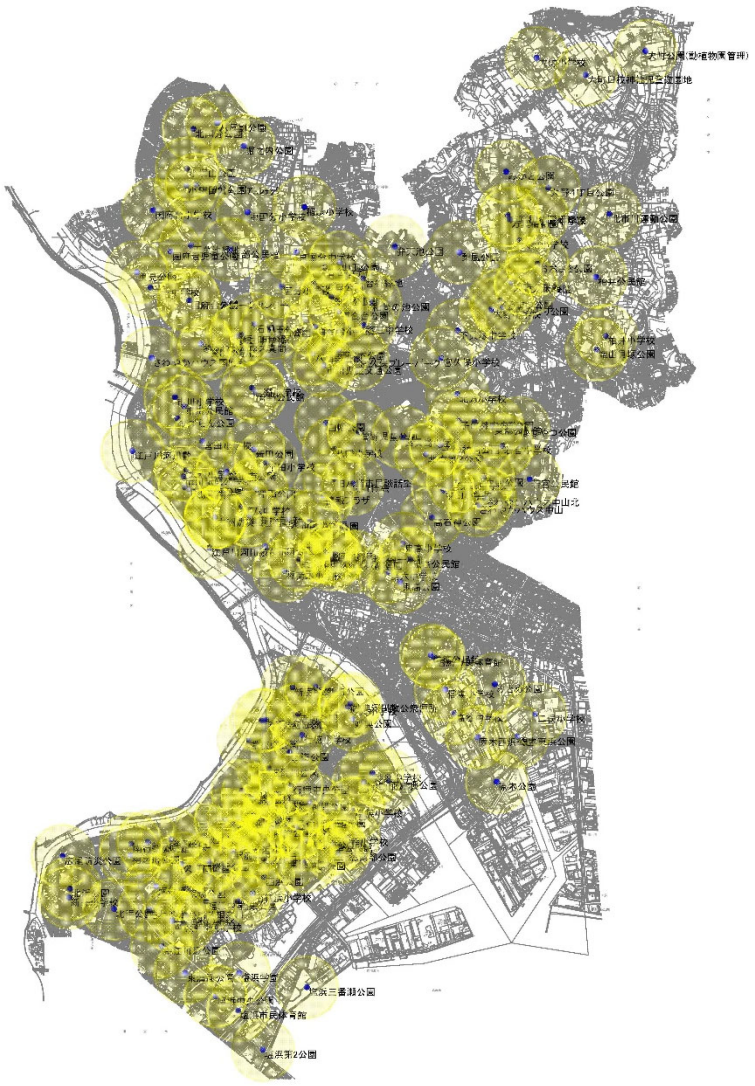

（凡例）

●　・・・災害用トイレ（既設トイレ、マンホールトイレ）

○　・・・徒歩５分圏内（徒歩１分=80m、徒歩５分=400m で計算）

空白地域に対しては、マンホールトイレを優先して整備していくこととし、整備が完了するまでは、仮設トイレ（プレハブトイレ）の外部調達や仮設トイレ（組立式トイレ）・簡易トイレ（ダンボールトイレ）を応急的に活用するなど、発災時に空白地域が生じることないよう努める。

４　共同利用可能なトイレの水洗用水

種類	名称	住所	供給可能人数
耐震貯水槽	行徳支所(井戸付)	末広 1-1-31	48,000 人
耐震貯水槽	須和田公園(井戸付)	真間 5-1-13	86,400 人
防災用井戸	じゅん菜池緑地	中国分 4-27	316,800 人
防災用井戸	姥山貝塚公園	柏井町 1-1235	28,800 人
防災用井戸	柏井市営住宅	柏井町 2-1344	158,400 人
防災用井戸	福栄中学校	福栄 3-4-1	9,600 人
防災用井戸	第四中学校	中山 1-11-1	9,600 人
防災用井戸	第三中学校	曽谷 3-2-1	9,600 人
防災用井戸	曽谷小学校	曽谷 7-18-1	9,600 人
防災用井戸	北方小学校	北方町 4-1356-1	17,280 人
		合計	694,080 人

（積算根拠）…1 人あたり 1 日 5 回×1 回の処理に 500ml の水を使用=2.5ℓ

名称	積算
行徳支所(井戸付)	120 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝48000 人
須和田公園(井戸付)	216 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝86400 人
じゅん菜池緑地	792 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝316800 人
姥山貝塚公園	72 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝28800 人
柏井市営住宅	396 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝158400 人
福栄中学校	24 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝9600 人
第四中学校	24 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝9600 人
第三中学校	24 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝9600 人
曽谷小学校	24 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝9600 人
北方小学校	43.2 ㎥（供給能力）×1000÷2.5（1 人 2.5ℓ）＝17280 人

第５章　災害時におけるトイレの確保・管理方針

１　災害用トイレの備蓄・整備計画

災害用トイレは、すべてを公共備蓄で賄うことは現実的ではなく、予め市民に対して最低３日分の備蓄(市民備蓄)を求めていくことや仮設トイレ(プレハブトイレ)は、協定事業者との連携を強化し、災害時の運用を円滑にすることが重要である。

【考え方】

時期	災害用トイレの考え方	携帯トイレ(便袋)の考え方
発災直後から １週間後程度まで	・累計避難者数に対して災害用トイレを確保していくが、在宅避難者の住宅は、４割程度が便器を使用できると仮定する	・携帯トイレ(便袋)必要枚数（在宅避難者も含む)のうち３日分は市民備蓄で賄う 残りの４日分について、公共備蓄として確保していく
発災から １ヶ月後程度経過	・累計避難者数に対して災害用トイレの数は、確保できている。	

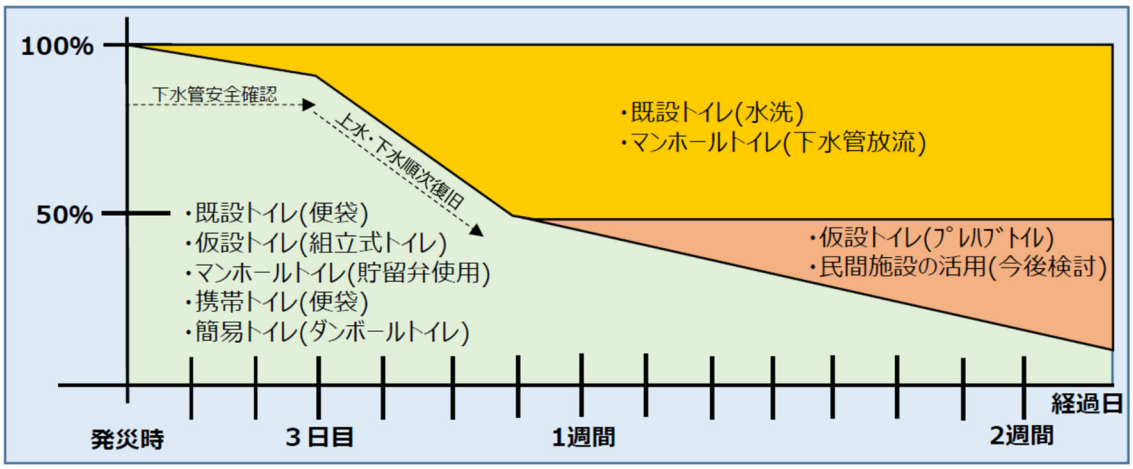

【備蓄・整備必要数】

時期	災害用トイレの考え方	携帯トイレ(便袋)の考え方
発災直後から 1 週間後程度まで	対象者…49,264 人(避)+ 29,559 人(在) =78,823 人 必要数…78,823 人÷50 人 に 1 基＝**1577 基**	累計避難者数 98,529 人 ×1 日 5 回×4 日 ＝**1,970,580 枚(公共備蓄)** **※3 日分は市民備蓄とし、** **合わせて 1 週間分**
発災から 1 ヶ月後程度経過	不足なし	

【備蓄・整備数（令和 6 年 6 月末現在)】

	災害用トイレ	携帯トイレ(便袋)
備蓄・整備数	**1,356 基**	**273,300 枚**
不足数	**221 基**	**1,697,280 枚**

【備蓄・整備目標数】

種類	備蓄目標数
仮設トイレ(組立式トイレ)	15 基／年
マンホールトイレ	10 基（箇所）／年
携帯トイレ(便袋)	340,000 枚／年
簡易トイレ(ダンボールトイレ)	必要に応じて備蓄を進めていく
仮設トイレ(プレハブトイレ)	１００基／発災時に**外部調達**する数

発災時は、100 基程度の仮設トイレが外部調達できると仮定し、不足数の 221 基から外部調達分を差し引いた 121 基を約 5 年目標で整備していく。

空白地域に対しては、マンホールトイレを優先して整備していくこととし、整備が完了するまでは、仮設トイレ（プレハブトイレ）等を応急的に活用するなど、発災時に空白地域が生じることのないよう努める。

①仮設トイレ(組立式)、携帯トイレ(便袋)、簡易トイレ(ダンボールトイレ)

市内の小中学校や防災倉庫等に備蓄を行っているが、必要量を確保するため、災害用トイレの数量を増やしていく。

②マンホールトイレ

公園、防災公園、防災拠点となる各小学校について、下水道部・街づくり部・生涯学習部が連携して既設トイレの改修等（和式トイレの洋式化工事等）に合わせたマンホールトイレの整備・増設や新規整備を進めていく。

マンホールトイレを整備するうえでの立地条件は、以下の内容を考慮する。

・避難所内の避難スペースに近い場所

・接続する下水道本管に近い場所

・し尿処理をするための水の取水場所（プール等）に近い場所

・パネルや便器等を収納する備蓄倉庫は、マンホールトイレの近くに配置

③仮設トイレ(プレハブトイレ)

上下水道の被災状況や災害用トイレ等の設置状況を勘案し、外部調達する。

④災害用トイレトレーラー

発災時には、特に高齢者や女性等の避難者が利用しやすい場所を優先する必要があることから、自治体間の相互応援体制を強化し、災害用トイレトレーラーの活用を検討する。

⑤その他

発災時には、多くの災害用トイレを必要とすることから、平時から公共施設や民間施設の活用を検討していく。

２　災害用トイレの設置・利用計画

ライフラインの復旧状況や備蓄している災害用トイレの使用可能な数量を考慮して、以下の通りと考える。

時期	災害用トイレ利用者の想定人数
発災直後から１週間後程度	下水道等の安全が確認できないものとし、避難所避難者や在宅避難者は、既設トイレ、仮設トイレ(組立式トイレ)、簡易トイレ(ダンボールトイレ)に便袋を被せて使用する。
※トイレの不足を避けるため、平時より市民や自治会に対して、携帯トイレ(便袋)や簡易トイレ(ダンボールトイレ)の備蓄を啓発していく。	
１ヶ月後程度	下水道等の安全が確認でき、水洗用の水が確保出来たときは、通常通り水洗トイレとして利用する。 水洗トイレが使用できないエリアについては、仮設トイレ(プレハブトイレ)を調達する。
※仮設トイレ(プレハブトイレ)の調達が難しい場合に備え、民間施設の活用を進めていく。	

①既設トイレ、仮設トイレ(組立式トイレ)、携帯トイレ(便袋)、簡易トイレ(ダンボールトイレ)

避難所においては、開設と同時に備蓄している便袋を既設便器に設置し、利用者は使用後に各自で処分場所に捨てる。

また、便器の破損等を理由に使用できない場合には、仮設トイレ(組立式トイレ)、簡易トイレ(ダンボールトイレ)を上手く活用し、発災時の避難者が速やかにトイレを使えるよう対応する。

下水道等の安全が確認でき、便器の破損が無ければ、通常の水洗トイレとして使用する。

※仮設トイレ(組立式トイレ)、簡易トイレ(ダンボールトイレ)も既設トイレと同様に便袋を使用する。

②マンホールトイレ

マンホールトイレが整備されている避難所等で、貯留機能(貯留弁)を有しているものについては、被災市街地対応本部が下水道やマンホール等の被災状況を確認出来るまで、汚物を一定量貯留して使用する。

※貯留弁を使用した場合の貯留管の容量は、避難所避難者に対して、１日程度である。

下水道施設に被害がなければ下水道管への排水を可能とする。

また、巻末資料のマンホールトイレ一覧表に記載されている基数以外にも、発災時にトイレの不足を避けるため、男子用小便器の整備も行っている。

③仮設トイレ(プレハブトイレ)

上下水道の被災状況や災害用トイレ等の設置状況を勘案し、災害対応事務局が協定事業者を通じて仮設トイレ(プレハブトイレ)を調達し、小学校等の避難所へ仮設トイレ(プレハブトイレ)を設置する。

仮設トイレ(プレハブトイレ)の設置箇所は、小学校区防災拠点を中心とし、被災状況や利用者数（在宅避難者を含む）を考慮したうえで、公園の空地等を検討する。

なお、仮設トイレ(プレハブトイレ)の運用については、被災市街地対応本部で「し尿収集処理計画」を策定し実行する。

④設置状況の把握

市川市災害廃棄物処理計画に基づくし尿処理計画担当（環境部）は、災害対応事務局や被災市街地対応本部と密接な連絡を取り、災害用トイレの設置状況を把握する。

⑤災害用トイレの設置に関する配慮事項

災害用トイレの設置にあたっては、臭気等による避難所や周辺世帯への影響を考慮するとともに、収集車の出入りのための通路を確保する。

また、高齢者や障がい者、女性の利用に配慮した形式のものを調達する。

３　災害用トイレのし尿処理・管理計画

被災市街地対応本部の所管する「市川市災害廃棄物処理計画」に準ずる。

①便袋の処理

便袋は可燃ごみとして排出する。

②マンホールトイレ

避難所において、避難者が自主的に清掃を行う。

なお、下水道に直結している場合、し尿の収集は不要であるが、貯留式は、し尿の収集が必要となる場合があるなど、維持管理方法が異なる事から使用する場合は、予め処理方法の確認を行う。

③仮設トイレ(プレハブトイレ)（し尿の収集体制など）

避難所等に設置された仮設トイレ(プレハブトイレ)のし尿収集は、公益財団法人市川市清掃公社及び市川市浄化槽清掃協力会に収集を委託するものとするが、収集車両が不足する場合は、他市町村にも協力を依頼する。

し尿収集世帯からの収集は、原則として平常時の頻度を継続する。

また、仮設トイレ(プレハブトイレ)の収集頻度は、仮設トイレ(プレハブトイレ)の容量や衛生保持等を勘案して設定する。

④仮設トイレ(プレハブトイレ)（維持管理業務の分担）

仮設トイレ(プレハブトイレ)の衛生に係る維持管理は、し尿処理計画担当が総括し、維持管理方法を計画するとともに、巡回等により仮設トイレ(プレハブトイレ)の衛生状態を把握する。

仮設トイレ(プレハブトイレ)の清掃等日常的な維持管理については、避難所内のものは避難者を中心とし、被災地内のものはボランティアへの協力依頼を行う。

また、避難所の施設管理者や自治（町）会長等にその旨の依頼をする。

消毒薬品等については、避難所又は自治（町）会単位等で配布するものとする。

また、市民の協力を得るため、仮設トイレ(プレハブトイレ)の利用や維持管理の方法に関する広報を実施する。

４　マンションのトイレ利用計画

①給排水設備の破損

地震によって、建物内部を通る配管や受水槽が破損すると、給水ができず、水の使用ができないため、飲料水の確保やトイレの水が流せないといった事象が発生する。

また、下水の排水管が破損したまま無理に使用すると、階下に汚水があふれる可能性がある。

「大きな地震があった場合は管理会社による配管や排水管の点検が終わるまで排水しない」のような利用ルールを決めておくことが大切である。

②携帯トイレ(便袋)、簡易トイレ(ダンボールトイレ)の備え

携帯トイレ(便袋)、簡易トイレ(ダンボールトイレ)を備えておけば、たとえ給排水ができなくても自宅トイレを使用して排泄が可能である。

使用後の携帯トイレは量も多く、重量もあることから、マンションのごみ置き場に出せない場合は、各世帯で管理しなければならない。

このような場合は、防臭機能の高い製品の準備や、ゴミとして出す場合の置き場所など、マンション全体でのルールを予め決めておくことが大切である。

こうした事態に備え、市からの市民周知を徹底して行っていく。

第６章　今後の課題

１　災害用トイレの便器数の不足について

本市における災害用トイレの便器数については、累計避難者数の想定に対して、不足が生じている。

災害発生直後は、上下水道の遮断により、避難所等にトイレを求める人が殺到することが予測されることから、第５章の備蓄目標数を確保していくことや、より多くの既存トイレを平時から確保しておく必要があることから、公共施設や民間施設の活用を検討していく。

在宅避難者のうち一定数は、自宅等の安全は確保されており、便器も使えないほどの破損ではないと想定できることから、平時から携帯トイレ(便袋)や簡易トイレ(ダンボールトイレ)の備蓄しておくことで、上下水道が遮断された場合でも、避難所等にトイレを求めに行く必要がなくなると考える。

そのため、災害対応事務局は、日ごろの備えの重要さを市民や自治会に対して啓発していく。

２　仮設トイレ(プレハブトイレ)の調達について

仮設トイレ(プレハブトイレ)については、道路網の分断や極度の交通渋滞により、時期や数などが十分でない可能性が高い。

またバキューム車の需要が一気に高まることから、手配が困難な状況が予測される。

災害対応事務局は引き続き協定事業者との連携を密にして対応していく。

３　災害用トイレの配置バランス

災害用トイレの配置バランスについては、第４章内の図で示した通りだが、徒歩５分圏内は、完全には網羅されていない状況である。

そのため、活用できる施設や公園等が無いか引き続き検討を行う。

発災時に確保できていない場合は、危機管理室で備蓄している仮設トイレ(組立式トイレ)を設置し、徒歩５分圏内で利用できるよう配置する。

第７章　衛生管理・使用上のルール

１　衛生管理に関する考え方

避難所のトイレは大勢の人が使用するため、普段以上に衛生面の配慮が必要になる。清潔な環境を維持することで、新型コロナウイルス感染症、ノロウィルス感染症等、二次的健康被害を抑制することができる。トイレの衛生管理は、避難者の命を守ることに直結するため、水や食料の確保と同様に、避難所開設時から取り組む必要がある。

２　既設トイレ、仮設トイレ(組立式トイレ)、マンホールトイレ

水道が使える場合、または、水が確保できる場合であっても、発災直後は下水処理場等の被害状況が確認されるまでは、水洗トイレの使用を禁止し、便器に便袋を被せて使用することを基本（マンホールトイレに関しては、貯留弁を有している場合は、水洗の使用も可能）とする。

また、地震により既設トイレの便器が破損している場合には、各小中学校で備蓄している簡易トイレ(ダンボールトイレ)等を代用する。

既設トイレが和式便器の場合には、まず便器の上に板や段ボール等を置いて、便器を封鎖し、その上に簡易トイレを設置して使用する。

３　衛生管理のポイント

①誰もが気持ちよくトイレを使うために、女性もリーダーシップを発揮できる避難所運営体制にする。

②感染症を予防するために手洗い水の確保や手洗いを徹底する。

③体育館等の室内のトイレでは、専用の履物を用意する。

④便袋を使用する場合は、汚物の保管場所を確保し可燃ごみと分別する。また、処理の際は新聞紙で覆い、段ボールやビニール袋にいれて固定することが望ましい。

⑤便袋の保管は出来る限り、雨水で濡れない場所を選択することが望ましい。屋根のないスペースの場合は、ブルーシートで覆う。

⑥感染症患者が出た場合には、専用のトイレを設ける。
（動線が重ならないようにする）
⑦感染症対策として、ドアノブ等の人の手が触れる部分について、消毒を行う。
⑧手洗や消毒等の衛生用品と清掃用品が誤って混合で使用されないように配慮する。
⑨ボランティア等の支援者の力を借りて、衛生的なトイレ環境を維持する。
⑩屋外トイレの清掃、維持管理は、衛生に詳しい企業や団体等への依頼を検討する。
⑪使用済みの便袋は、できる限り搬出しやすい場所（道路に隣接）が望ましいが居住区域から離れた場所を優先する。

４　衛生管理に必要な備品

区分	準備品
必需品	・トイレットペーパー（ビニール包装が望ましい） ・生理用品 ・ペーパー分別ボックス/サニタリーボックス
衛生	・手洗い用水・石鹸（手洗い水がある場合） ・ウェットティシュ ・手指消毒用アルコール ・ペーパータオル（手洗い用）
清掃する人が着用するもの	・ゴム手袋（使い捨て） ・マスク（使い捨て） ・トイレ清掃用の作業着
清掃用具	・掃除用水（清掃用と消毒用） ・トイレ清掃専用のバケツ ・消毒水作成用の塩素系漂白剤 ・ビニール袋（ごみ袋用、清掃用具持ち運び用） ・トイレ掃除用ホウキ、チリトリ ・トイレ掃除用雑巾 ・ブラシ（床用、便器用） ・トイレ用洗剤（災害時対応トイレには中性洗剤） ・モップ ・ペーパータオル（掃除用）
トイレ関連備品等	・トイレ専用の履物 ・トイレの使用方法・ルールを掲示 ・消臭剤 ・トイレ用防虫剤 ・新聞紙

第８章　役割

対応本部・部局室	役割
被災市街地対応本部	・指揮、情報集約、発災時の安全確認 ・し尿、災害廃棄物収集処理計画の策定 ・し尿、災害廃棄物の収集 ・し尿、災害廃棄物の処理 ・仮置場の設置、運営 ・災害廃棄物処理委託（民間業者等市の施設以外）
下水道部 街づくり部 生涯学習部	・マンホールトイレの事前の整備
被災生活支援本部	・災害用トイレの設置、運用
災害対応事務局	・仮設トイレ(プレハブトイレ)の外部調達 ・民間トイレ使用の協力依頼 ・日ごろの市民や自治会への啓発
広報班	・市民への広報等

1-1　既設トイレ一覧表（小学校・中学校）

No.	施設名	校舎							体育館
		洋便器		和便器		多目的	外便所	総数	
		男	女	男	女				
1	市川小	12	32	14	18	2	1	79	5
2	真間小	9	15	12	25	2	0	63	3
3	中山小	18	24	10	24	3	2	81	5
4	八幡小	10	18	7	16	1	1	53	5
5	国分小	19	29	6	6	3	1	64	7
6	大柏小	11	25	7	13	2	1	59	5
7	宮田小	9	26	6	11	1	1	54	7
8	冨貴島小	13	21	9	21	3	1	68	5
9	若宮小	13	26	8	14	2	1	64	7
10	国府台小	19	39	5	8	4	1	76	8
11	平田小	16	29	1	3	4	1	54	5
12	鬼高小	14	30	18	38	4	1	105	5
13	菅野小	17	33	3	6	5	3	67	5
14	行徳小	24	41	12	16	6	1	100	5
15	信篤小	19	40	3	3	2	1	68	4
16	稲荷木小	13	25	7	25	2	1	73	5
17	南行徳小	20	32	10	21	1	1	85	5
18	鶴指小	17	36	16	21	1	1	92	6
19	宮久保小	16	28	3	8	2	2	59	8
20	二俣小	7	18	10	21	2	0	58	6
21	中国分小	17	24	0	5	5	1	52	5
22	曽谷小	16	32	12	12	4	1	77	5
23	大町小	9	13	1	7	1	1	32	5
24	北方小	16	26	4	8	1	1	56	8
25	新浜小	20	32	14	29	2	3	100	5
26	百合台小	16	35	4	5	4	1	65	5
27	富美浜小	13	28	8	6	2	1	58	5
28	柏井小	15	28	4	7	3	1	58	6
29	大洲小	11	24	2	3	2	1	43	5
30	幸小	16	24	8	15	1	2	66	4
31	新井小	27	49	0	0	5	1	82	5
32	南新浜小	15	30	3	6	4	1	59	5

No.	施設名	校舎							体育館
		洋便器		和便器		多目的	外便所	総数	
		男	女	男	女				
33	大野小	15	32	9	16	3	1	76	5
34	塩焼小	14	29	3	6	2	1	55	5
35	稲越小	9	20	2	4	2	1	38	5
36	大和田小	21	33	5	11	4	1	75	5
37	福栄小	11	24	2	2	2	1	42	5
38	妙典小	18	21	16	41	4	3	103	5
39	塩浜学園	15	30	0	0	2	3	50	8
40	第一中	13	27	12	10	4	1	67	8
41	第二中	8	25	8	15	3	1	60	4
42	第三中	15	27	6	10	4	2	64	6
43	第四中	8	20	5	7	8	3	51	8
44	第五中	18	28	10	24	2	1	83	6
45	第六中	14	25	8	21	3	1	72	6
46	第七中	16	30	15	25	7	2	95	6
47	第八中	20	34	6	7	4	1	72	7
48	下貝塚中	11	24	11	21	2	2	71	6
49	高谷中	13	21	12	24	2	1	73	6
50	福栄中	17	24	16	26	2	1	86	6
51	東国分中	13	17	18	33	3	1	85	6
52	大洲中	9	15	7	17	2	4	54	7
53	南行徳中	18	24	4	12	2	1	61	5
54	妙典中	23	46	3	3	3	1	79	5
合計		806基	1,488基	405基	756基	156基	71基	3,682基	304基

※災害用トイレとしての活用は、基本的に体育館のトイレと外便所のみとする。
　ただし、やむを得ない理由により使用をしなければならない場合に限り、校舎のトイレ可能とする。

1-2　既設トイレ一覧表（庁舎）

No.	施設名	庁舎						洋便器（合計）
		洋便器		和便器		多目的	総数	
		男	女	男	女			
1	第１庁舎	41	54	0	0	8	103	95
2	第２庁舎	15	21	0	0	5	41	36
3	分庁舎C棟	4	4	2	2	1	13	8
4	旧八幡市民談話室	3	5	0	0	1	9	8
5	情報プラザ	5	6	0	0	4	15	11
6	行徳支所	4	8	4	6	2	24	12
合計		72基	98基	6基	8基	21基	205基	170基

1-3　既設トイレ一覧表（公民館等）

No.	施設名	公民館等						洋便器（合計）
		洋便器		和便器		多目的	総数	
		男	女	男	女			
1	鬼高公民館	2	2	0	1	0	5	4
2	信篤公民館	3	5	0	1	1	10	8
3	東部公民館	5	10	3	1	1	20	15
4	柏井公民館	2	4	0	0	0	6	6
5	大野公民館	3	5	0	1	2	11	8
6	若宮公民館	2	4	0	0	0	6	6
7	市川公民館	8	12	0	2	2	24	20
8	西部公民館	8	12	0	0	1	21	20
9	市川駅南公民館	2	2	0	1	1	6	4
10	曽谷公民館	7	2	1	1	1	12	9
11	行徳公民館	6	11	3	4	3	27	17
12	本行徳公民館	5	8	0	0	2	15	13
13	幸公民館	2	4	0	0	1	7	6
14	南行徳公民館	5	7	0	1	2	15	12
15	菅野公民館	2	3	0	0	1	6	5
16	スポーツセンター	8	20	0	0	2	30	28
17	塩浜市民体育館	13	18	1	1	3	36	31
18	勤労福祉センター	9	15	0	0	2	26	24
19	信篤市民体育館	3	5	0	0	1	9	8
合計		95基	149基	8基	14基	26基	292基	244基

1-4　既設トイレ一覧表（公園　本庁管内）

No.	施設名	公園						洋便器（合計）
		洋便器		和便器		多目的	総数	
		男	女	男	女			
1	蕁菜池緑地	1	2	1	1	1	6	3
2	里見公園	0	1	6	7	2	16	1
3	国府台公園	8	20	1	0	2	31	28
4	国府台児童公園	0	0	1	0	0	1	0
5	塚田公園	0	0	1	0	0	1	0
6	石橋下公園	0	0	1	0	0	1	0
7	中国分公園	0	0	1	0	0	1	0
8	北国分公園	0	0	1	0	0	1	0
9	弁天池公園	0	0	1	2	0	3	0
10	和尚の池公園	0	0	1	0	0	1	0
11	百合台公園	0	0	1	0	0	1	0
12	山王公園	0	0	1	0	0	1	0
13	辰の口公園	0	0	1	0	0	1	0
14	堀之内公園	0	0	1	1	1	3	0
15	八反割公園	0	0	1	0	1	2	0
16	姥山貝塚公園	0	0	1	1	0	2	0
17	おおさき公園	0	0	1	0	0	1	0
18	大野みどり公園	0	0	1	1	0	2	0
19	くろまつ公園	0	0	1	1	0	2	0
20	こぶし公園	0	0	1	0	0	1	0
21	みかど公園	0	0	1	0	0	1	0
22	梨風公園	0	0	1	0	0	1	0
23	大町日枝神社児童遊園地	0	0	1	0	0	1	0
24	須和田公園	1	1	0	0	0	2	2
25	白幡公園	0	0	1	0	0	1	0
26	菅野児童公園	0	0	1	0	0	1	0
27	八幡野公園	0	0	1	0	0	1	0
28	北方第２公園	0	0	1	0	0	1	0
29	高石神公園	0	0	1	0	0	1	0
30	中山公園	0	0	1	0	0	1	0
31	子の神中央公園	0	0	1	0	0	1	0
32	子の神西公園	0	0	1	0	0	1	0
33	子の神東公園	0	0	1	0	0	1	0
34	はなやつ公園	0	0	1	0	0	1	0

No.	施設名	公園						洋便器（合計）
		洋便器		和便器		多目的	総数	
		男	女	男	女			
35	小塚山ﾌｨｰﾙﾄﾞｱｽﾚﾁｯｸ	0	0	1	0	0	1	0
36	小塚山公園	1	1	0	0	1	3	2
37	小塚山公園管理棟	1	1	0	0	0	2	2
38	万葉植物園	0	0	1	1	0	2	0
39	万葉植物園研修室	2	0	0	0	0	2	2
40	さわやかﾊｳｽ国府台	0	0	1	0	0	1	0
41	さわやかﾊｳｽ真間	0	0	1	1	0	2	0
42	さわやかﾊｳｽ中山北	0	0	1	0	1	2	0
43	さわやかﾊｳｽ中山	1	3	0	0	1	5	4
44	曽谷緑地	0	0	1	0	0	1	0
45	すずらん公園	0	0	1	0	0	1	0
46	新田公園	0	0	1	0	0	1	0
47	新田南公園	1	0	0	0	0	1	1
48	平田公園	0	0	1	0	1	2	0
49	市川駅南公園	0	0	1	1	0	2	0
50	大和田公園	0	0	1	0	0	1	0
51	東大和田公園	0	0	1	0	0	1	0
52	南八幡公園	0	0	1	1	0	2	0
53	南八幡第2公園	0	0	1	1	0	2	0
54	本八幡公園	0	0	1	1	0	2	0
55	鬼高公園	0	0	1	0	0	1	0
56	みとめ公園	0	0	1	0	0	1	0
57	大洲防災公園	1	1	1	3	1	7	2
58	大洲防災公園管理棟	1	2	0	0	1	4	3
59	原木公園	0	0	2	1	0	3	0
60	市川児童交通公園	0	0	0	0	1	1	0
61	江戸川河川敷	0	0	11	1	2	14	0
62	北市川運動公園	5	8	0	0	3	16	13
63	大町公園(動植物園管理)	0	0	0	0	5	5	0
64	原木東浜公園	1	0	0	0	0	1	1
65	西ノ下公園	1	0	0	0	0	1	1
66	原木西浜公園	0	0	1	0	0	1	0
合計		25基	40基	70基	25基	24基	184基	65基

1-4　既設トイレ一覧表（公園　支所管内）

No.	施設名	公園						洋便器（合計）
		洋便器		和便器		多目的	総数	
		男	女	男	女			
1	押切公園	0	0	1	0	0	1	0
2	寺町公園	0	0	1	0	0	1	0
3	ひだまり公園	0	0	0	0	0	0	0
4	新宿前公園	1	0	0	0	0	1	1
5	元新田公園	0	0	1	0	0	1	0
6	上道公園	0	0	1	0	0	1	0
7	三町畑公園	0	0	1	0	0	1	0
8	常夜灯公園	0	0	1	1	1	3	0
9	江戸川河川敷（５号）	2	0	0	0	0	2	2
10	江戸川河川敷（河原上）	1	0	0	0	0	1	1
11	江戸川河川敷（河原下）	1	0	0	0	0	1	1
12	妙典河川敷公衆便所	1	1	0	1	1	4	2
13	胡録公園	0	0	1	0	0	1	0
14	香取公園	0	0	1	0	0	1	0
15	欠真間公園	0	0	1	0	0	1	0
16	相之川公園	0	0	1	0	0	1	0
17	南行徳公園（噴水）	0	0	2	2	1	5	0
18	南行徳公園（グランド）	0	0	1	1	0	2	0
19	蟹田公園	0	0	0	0	0	0	0
20	北浜公園	1	0	0	0	0	1	1
21	広尾公園	0	0	0	0	0	0	0
22	弁天公園	0	0	1	1	0	2	0
23	広尾防災公園（駐車場）	2	2	0	0	1	5	4
24	広尾防災公園（園内）	2	3	0	0	1	6	5
25	広尾防災公園管理棟１F	2	2	0	0	1	5	4
26	広尾防災公園管理棟２F	1	2	0	0	0	3	3
27	さわやかハウス 相之川	0	0	2	2	1	5	0
28	さわやかハウス 行徳駅前	0	0	2	3	1	6	0
29	東沖公園	0	0	1	0	0	1	0
30	東浜公園	0	0	1	0	0	1	0
31	南場公園	0	0	1	0	0	1	0
32	南根公園	0	0	1	1	0	2	0
33	南沖公園（交通公園）	0	0	1	0	0	1	0
34	南沖公園（園内）	0	0	1	1	0	2	0
35	南沖公園管理棟	0	0	0	0	1	1	0

No.	施設名	公園						洋便器（合計）
		洋便器		和便器		多目的	総数	
		男	女	男	女			
36	南沖公園管理棟	1	0	0	0	0	1	1
37	八幡前公園	0	0	1	0	0	1	0
38	行徳児童公園	0	0	1	0	0	1	0
39	南浜公園	0	0	1	0	0	1	0
40	白妙公園	0	0	0	0	0	0	0
41	行徳中央公園	0	0	1	0	0	1	0
42	下道公園	0	0	0	1	0	1	0
43	幸中央公園	0	0	0	0	0	0	0
44	行徳南部公園	1	1	0	1	0	3	2
45	さわやかﾊｳｽ 塩浜	0	0	1	1	0	2	0
46	駅前公園	0	0	2	3	1	6	0
47	東海面公園	0	0	2	2	0	4	0
48	満世公園	0	0	0	0	0	0	0
49	桜場公園	0	0	1	1	0	2	0
50	塩浜中央公園	0	0	0	2	0	2	0
51	塩浜中央公園	0	0	0	0	1	1	0
52	塩浜１号公園	0	0	1	1	0	2	0
53	東場公園	0	0	1	0	0	1	0
54	福栄公園	0	0	1	1	0	2	0
55	東根公園	0	0	1	0	0	1	0
56	西浜公園	0	0	1	0	0	1	0
57	塩浜第２公園	0	0	2	0	0	2	0
58	中江川添公園	0	0	1	1	0	2	0
59	塩焼中央公園	0	0	1	0	0	1	0
60	モッコク公園	0	0	0	0	0	0	0
61	新場山公園	0	0	1	0	0	1	0
62	塩の花公園	0	0	0	0	0	0	0
63	サルビア公園	0	0	0	0	0	0	0
64	浜道公園	0	0	0	0	0	0	0
65	神輿公園	0	0	1	0	0	1	0
66	塩浜三番瀬公園	1	0	0	0	0	1	1
67	妙典公園	0	0	0	0	1	1	0
68	下妙典公園	1	3	0	0	1	5	4
合計		18基	14基	45基	27基	13基	117基	32基

2　仮設トイレ(組立式トイレ)

No.	備蓄場所	基数	備考
1	塩浜第二防災倉庫９号棟	50	一般型
2	塩浜第二防災倉庫９号棟	61	車いす対応型
合計		111基	

3　マンホールトイレ一覧表

No.	施設名	基数	多目的	総数	整備年度
1	新浜小学校	8	1	9	R1
2	大洲小学校	5	1	6	R2
3	南新浜小学校	2	1	3	R2
4	福栄小学校	3	1	4	R2
5	富美浜小学校	3	1	4	R2
6	幸小学校	4	1	5	R3
7	新井小学校	10	1	11	R4
8	塩焼小学校	4	1	5	R5
9	塩浜学園	3	0	3	
10	大洲防災公園	40	0	40	
11	広尾防災公園	68	0	68	
12	下妙典公園	3	1	4	
13	小塚山公園	3	1	4	
合計		156基	10基	166基	

今後の整備計画

1	大和田小学校	1	1	2	R6
2	妙典小学校	4	1	5	R7
合計		5基	2基	7基	

4　携帯トイレ(便袋)

No.	施設名	便袋
1	市川小学校	2,680
2	真間小学校	2,680
3	中山小学校	2,680
4	八幡小学校	2,680
5	国分小学校	2,680
6	大柏小学校	2,680
7	宮田小学校	2,680
8	冨貴島小学校	2,680
9	若宮小学校	2,680
10	国府台小学校	2,680
11	平田小学校	2,680
12	鬼高小学校	2,680
13	菅野小学校	2,680
14	行徳小学校	2,680
15	信篤小学校	2,680
16	稲荷木小学校	2,680
17	南行徳小学校	2,680
18	鶴指小学校	2,680
19	宮久保小学校	2,680
20	二俣小学校	2,680
21	中国分小学校	2,680
22	曽谷小学校	2,680
23	大町小学校	2,680
24	北方小学校	2,680
25	新浜小学校	2,680
26	百合台小学校	2,680
27	富美浜小学校	2,680
28	柏井小学校	2,680
29	大洲小学校	2,680
30	幸小学校	2,680
31	新井小学校	2,680
32	南新浜小学校	2,680
33	大野小学校	2,680
34	塩焼小学校	2,680
35	稲越小学校	2,680
36	塩浜学園	2,680
37	大和田小学校	2,680
38	福栄小学校	2,680
39	妙典小学校	2,680
合　計		104,520回分

No.	施設名	便袋
1	第一中学校	350
2	第二中学校	350
3	第三中学校	350
4	第四中学校	350
5	第五中学校	350
6	第六中学校	350
7	第七中学校	350
8	第八中学校	350
9	下貝塚中学校	350
10	高谷中学校	350
11	福栄中学校	350
12	東国分中学校	350
13	大洲中学校	350
14	南行徳中学校	350
15	妙典中学校	350
合計		5,250回分

No.	施設名	便袋
1	相之川防災倉庫	100
2	大洲防災公園倉庫	33,220
3	広尾防災公園	10,350
4	市川市役所第一庁舎	15,000
5	市川市役所第二庁舎	12,200
6	行徳支所	15,500
7	東部公民館	2,500
8	南行徳公民館	700
9	塩浜市民体育館	20,000
10	信篤市民体育館	5,000
11	国府台スポーツセンター	22,500
12	勤労福祉センター	2,000
13	全日警ホール	960
14	文化会館	13,000
15	メディアパーク市川	10,500
合計		163,530回分

5　簡易トイレ(ダンボールトイレ)

No.	施設名	基数
1	市川小学校	20
2	真間小学校	20
3	中山小学校	20
4	八幡小学校	20
5	国分小学校	20
6	大柏小学校	20
7	宮田小学校	20
8	冨貴島小学校	20
9	若宮小学校	20
10	国府台小学校	20
11	平田小学校	20
12	鬼高小学校	20
13	菅野小学校	20
14	行徳小学校	20
15	信篤小学校	20
16	稲荷木小学校	20
17	南行徳小学校	20
18	鶴指小学校	20
19	宮久保小学校	20
20	二俣小学校	20
21	中国分小学校	20
22	曽谷小学校	20
23	大町小学校	20
24	北方小学校	20
25	新浜小学校	20
26	百合台小学校	20
27	富美浜小学校	20
28	柏井小学校	20
29	大洲小学校	20
30	幸小学校	20
31	新井小学校	20
32	南新浜小学校	20
33	大野小学校	20
34	塩焼小学校	20
35	稲越小学校	20
36	塩浜学園	20
37	大和田小学校	20
38	福栄小学校	20
39	妙典小学校	20
合　計		780基

No.	施設名	基数
1	第一中学校	50
2	第二中学校	50
3	第三中学校	50
4	第四中学校	50
5	第五中学校	50
6	第六中学校	50
7	第七中学校	50
8	第八中学校	50
9	下貝塚中学校	50
10	高谷中学校	50
11	福栄中学校	50
12	東国分中学校	50
13	大洲中学校	50
14	南行徳中学校	50
15	妙典中学校	50
合計		750基

No.	施設名	基数	
1	柏井防災倉庫	151	※
2	須和田防災倉庫	80	※
3	相之川防災倉庫	200	※
4	北方防災倉庫	240	※
5	妙典防災倉庫	100	※
6	大洲防災倉庫	480	※
7	曽谷防災倉庫	155	※
8	大洲防災公園倉庫	170	※
9	広尾防災公園倉庫	350	
10	信篤防災倉庫	140	※
11	塩浜１号棟防災倉庫	144	※
12	塩浜９号棟防災倉庫	1,350	※
13	行徳支所	20	※
14	メディアパーク市川	40	※
合計		3,620基	

※便器と便袋のセット

6　オストメイト対応トイレ設置箇所一覧表

No.	施設名	住所
1	市川駅南口図書館、アイ・リンクタウン展望施設	市川南1丁目10-1
2	市川駅行政サービスセンター	市川南1丁目1-1
3	動植物園	大町284
4	文化会館	大和田1丁目1-5
5	生涯学習ｾﾝﾀｰ、中央図書館、中央こども館、文学ﾐｭｰｼﾞｱﾑ	鬼高1丁目1-4
6	いきいきセンター北方（北方老人いこいの家）	北方2丁目29-19
7	ｽﾎﾟｰﾂｾﾝﾀｰ（国府台市民体育館）	国府台1丁目6-4
8	斎場塩浜式場	塩浜2丁目1-7
9	行徳支所、行徳公民館、末広こども館、ボランティア・ＮＰＯ活動ｾﾝﾀｰ行徳	末広1丁目1-31
10	行徳文化ホールＩ＆Ｉ	末広1丁目1-48
11	菅野公民館	菅野3丁目24-2
12	田尻こども館、いきいきセンター田尻(老人いこいの家）	田尻4丁目13-3
13	広尾防災公園	広尾2丁目3-2
14	身体障害者福祉センター	本行徳1-5
15	芳澤ガーデンギャラリー	真間5丁目1-18
16	大柏出張所、大野公民館	南大野2丁目3-19
17	南行徳市民センター、南行徳保健ｾﾝﾀｰ、南行徳市民談話室	南行徳1丁目21-1
18	保健センター	南八幡4丁目18-8
19	市川市役所第１庁舎	八幡1丁目1-1
20	市川市役所第２庁舎	南八幡2丁目20-２

※市川市オープンデータカタログサイト（市公式webサイト）より引用